

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討
第3回有識者会議

日時：令和6年7月8日（月）

13:30～15:15

場所：県庁西棟889会議室

（司会）

定刻となりましたので、ただ今から「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討 第3回有識者会議」を開会します。

はじめに、本日の会議ですが、錦澤委員が御都合により御欠席、山岸委員がオンラインで御出席となっております。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、宮下知事から、会議開催にあたりまして御挨拶申し上げます。

（宮下知事）

皆様、本日も御参集いただきましてありがとうございます。

前回までに皆様からいただいた御意見により、私自身、条例案の内容が非常に煮詰まってきたと感じております。

本日はゾーニング及び合意形成等について、また皆様から忌憚のない御意見をいただいで進めていきたいと考えておりますので、何卒、よろしく願いいたします。

私からは以上とさせていただきます。

本日もよろしく願いいたします。

（司会）

それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。

以降の議事進行につきましては、本田議長にお願いいたします。

よろしく願いいたします。

（本田議長）

よろしく願いいたします。

それでは次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。

はじめに、事務局から議事1として「共生制度の骨子素案」について御説明いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(事務局)

環境政策課の上村です。

私から、資料1「共生条例の骨子素案について」を御説明いたします。

前回の会議では、主に条例の目的、ゾーニング手法、合意形成手続の概要について御意見をいただいたところですが、本日は、ゾーニング及び合意形成の詳細について、また新たに検討事項4の対象事業等について事務局案を御提示しますので、御意見をいただきますようお願いしたいと思います。

まず、3ページ目を御覧ください。

共生条例の基本的な考え方について、確認の意味も込めて、改めて条例の目的を記載しています。少し書きぶりを見直していますが、基本的な目的は前回から変更ございません。

最後のポツのとおり、現代世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等を保全しながら、持続可能な形で共存共栄していくことを前提として、本県における再エネの円滑な導入を促進するということが、この条例の目的となります。

4ページ目を御覧ください。

共生のための2つの手法として、ゾーニングと合意形成手続となります。

次の5ページ目が、それらの全体イメージとなります。

この5ページ目、全体のフローが大事なところとなりますので、少し丁寧に御説明したいと思います。

左側のゾーニングについては前回から見直しをした他、合意形成プロセスの欄に既存の環境影響評価手続を書き込むなど、より全体が分かりやすくなるように作成しております。

まず、ゾーニングについて8ページ目で説明したいと思います。

前回の会議では、共生区域も含めて全体を4つの区分にゾーニングするという案でしたが、共生区域の位置付けが少し分かりにくいという意見もございまして、ここを見直しております。

県としてのゾーニングは、水色の調整地域、オレンジ色の保全地域、赤色の保護地域、この3区分とします。その上で調整地域、または、場合によっては保全地域内において市町村が関係法令に基づき地域との共生を図りながら再生可能エネルギーの導入を促進する区域として設定した区域については、この条例において緑色の共生区域として位置付けるというものです。

これを踏まえて、5ページ目にお戻りいただきたいと思います。

ゾーニングと合意形成プロセスの関係についてですけれども、最も基本的なパターンが調整地域における事業となりますが、水色の矢印のとおり、条例による新たな合意形成プロセスの対象とします。

真ん中の合意形成プロセス欄の点線の囲みのとおり、環境影響評価手続の前後に合意形成プロセスを新設するものですが、環境影響評価手続前の事業計画の早期の段階において

は、事業者に対して住民との意見交換会の開催を義務付けるほか、市町村意見を踏まえて、県としての知事意見を通知するものです。

また、環境影響評価手続の最終手続である評価書報告後については、事業者に対して最終的な事業計画についての住民説明会を求めるほか、県から市町村に対して意見を求め、右側の矢印のとおり、最終的には、地域の意見を踏まえて知事が事業計画の認定を判断するというプロセスになります。これが基本のパターンとなります。

次に緑色の共生区域についてです。

共生区域の設定に関しては、後ほど改めて別のページで説明しますが、地域の関係者を含めた協議会での検討を経て、再エネの導入を促進する場所とされた区域となりますので、条例による新たな手続きは課さず、関係法令に基づきアセス手続きに進んでいくこととなります。

最後にその下の保全地域ですが、この地域は、原則として保全を優先する地域としますが、共生区域になることを前提に市町村の合意のもと計画される事業に限り、合意形成プロセスに進むことを可能とします。

なお、真ん中の合意形成プロセスのところの緑色の囲みの部分でございますが、調整地域などの事業で、合意形成プロセスの過程で温対法等の関係法令に基づく認定事業となった場合は、共生区域の事業となり、条例によるその後の手続は不要となります。

以上のとおり、現行の環境影響評価手続と新たにこの条例で新設する条例のプロセスの一体的な運用により、自然・地域と共生した再生可能エネルギー事業を促進していくというのが制度全体のイメージです。

次にゾーニング、合意形成プロセスの詳細について説明をしていきます。

7ページを御覧ください。

ゾーニング設定の基本的な考え方です。

設定に当たっては、県が広域的な視点において、区域設定が可能な要素について行います。

下段の「ガイドライン等による補完」という部分が前回会議から新たに加えた部分ですが、景観、歴史・文化等の地域固有の要素については、必ずしも現行法令で保全・保護すべき区域等が明確にされていないため、区域設定することが困難であります。

また、自然環境についても、一律の区域設定が困難な環境要素も存在します。

このため、あらかじめ地域固有の要素を取りまとめ、ガイドライン等により見える化し、事業者に対して配慮を促していくことを考えています。

これまでの会議でも委員の皆様から、区域設定が判断基準となる情報が少ないものもある、だとか、画一的・機械的な対応とならないようにガイドラインなどで、その時々に合わせて柔軟な対応を可能とすること、あるいは、何が地域にとって重要なのか、すぐに決められるものではないため、育てる制度と考えた方がいい、などの御意見をいただきました。

ガイドラインには、ゾーニングが困難な様々な環境要素について、その時点で確認できる配慮すべき事項を掲載することとし、内容については、状況の変化に合わせて柔軟に見直し

をしていくというように考えています。

次に9ページ目を御覧ください。

ここからがゾーニングで区分する各地域の説明となります。

はじめに保護地域です。

保護地域は、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域とし、現行法令において、保護すべきエリアとして明確に示されている地域を設定したいと考えています。

現在想定している区域の主なものが、表のとおりです。自然環境保全法に基づく野生動植物保護地区、自然公園法及び条例に基づく特別保護地区など、文化財保護法及び条例に基づく記載の区域、世界遺産区域などです。

これらのように優れた自然環境の保全、自然景観の維持、文化的価値の保存など、法令等で特に重要で保護すべき価値があるものとして位置付けられている地域を保護地域としたと思います。

次に10ページを御覧ください。

10ページが保全地域についてです。

未来に継承するために保全する地域で、現行法令で保全されており、開発行為に一定の規制がされている地域です。

基本的には保全が原則ですが、先ほども御説明したとおり、共生区域とすることを前提に市町村の合意のもと計画される事業に限って、合意形成プロセスに進むことを可能とする地域です。

具体的な区域の主なものとしては、森林法に基づく保安林、地域森林計画対象民有林、自然公園法及び条例に基づく第2種及び第3種特別地域などを想定しています。

これらの地域は、各法令で一定の基準を満たすことで指定の解除や開発行為が許可される地域となりますが、この共生条例では保全地域とすることを考えています。

なお、今挙げた保護地域及び保全地域の個別の区域は、主なものだけ記載しています。その他の区域を含めた詳細については、各委員の御意見、専門家からの意見聴取及び庁内関係課との調整などを更に進めて、次回の会議で示したいと思っています。

次に11ページです。

共生区域についての御説明です。

地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域で、具体的には、地球温暖化対策推進法（温対法）に基づく促進区域、農山漁村再エネ法に基づく設備整備地域を想定しています。いずれも市町村により設定される区域であり、これらを本条例で共生区域として位置付けます。

温対法、農山漁村再エネ法、共に区域設定のためには、関係者による協議会での検討が必要となります。

これについて少し説明を加えましたので、12ページを御覧ください。

前回の会議でも市町村の協議会の役割について整理が必要だという趣旨の御意見がありましたので、改めて12ページの図を加えたところです。

まず、協議会の設置について、設置主体は基本的に市町村となりますが、県との共同設置、あるいは事業者提案型の事業も想定し、事業者と市町村との共同設置も可能とします。

参考までに構成員の例を記載しております。これは、温対法に基づく協議会について、国のマニュアルを参考に示した例となります。

この協議会で地域として再生可能エネルギーを促進する地域を協議し、左下の図のとおり市町村が促進地域として設定することになります。

温対法では、促進地域内の事業を実施しようとする事業者が市町村に事業計画を申請し、矢印の右側のとおり、協議会での協議を経て、最終的に市町村が促進事業として認定することになります。

本条例では、これらの区域を共生区域として位置付けますが、現行法令に基づき協議会での協議が行われるため、この共生区域での事業については、先ほどの資料で説明した合意形成プロセスを不要とするものです。

次に合意形成プロセス、検討事項3に入りたいと思います。

14ページは、全体イメージとなりますが、環境影響評価手続の前後にこの条例のプロセスを設けるという基本的な考え方については、前回会議でも御賛同いただいているものと考えておりますので、この部分の見直しはございません。

次、15ページから17ページがその詳細フローとなります。今回、新たに付け加えた図になります。

15ページは、環境影響評価手続開始前のプロセスです。

一番下に①として、事業計画の検討とあり、上に向かって矢印が伸びています。事業者は、県に対して事業計画を届け出ます。そして、②の矢印のとおり、事業者は地域での意見交換会を開催し、③のとおり、その結果を県に報告します。

結果を受けた県は、⑤のとおり、市町村に対して意見照会し、その回答も踏まえながら、⑦のとおり事業者に対して意見を通知するという流れとなります。

県から通知を受けた事業者は、その内容によって環境影響評価手続に進む、あるいは事業計画を見直すこととなります。

16ページは、環境影響評価手続が終わった後、つまり最終的な事業計画が出来上がった段階でのプロセスです。

事業者は、①の矢印のとおり、県に対して事業計画の認定申請を行うとともに、②のとおり、評価書に基づく事業計画の説明会を開催します。評価書というのは、環境影響評価手続の最終的な段階の評価をまとめたものです。

そして、県は、⑤のところ、市町村に対して意見照会をし、⑦のとおり、事業計画が地域と共生が図られたものかどうかを確認して、認定・不認定の判断を行い事業者に通知するというフローとなります。

次、17ページは、アセス対象外の事業の場合のフローです。

この後説明しますが、共生条例は、現行法令では環境影響評価手続の対象にならない規模の事業も対象にすることを想定していますので、環境影響評価手続が必要ではない場合の事業のフローを作成したものです。

環境影響評価手続がございませんので、合意形成プロセスは1回となります。

基本的には、先ほどの16ページのフローと同じように、事業者から提出された事業計画や意見交換会の開催結果、市町村意見を踏まえ、県が事業計画の認定判断を行うということになります。

次の18ページ以降は、手続きの詳細を記載しています。

18ページ、アの部分は、環境影響評価手続前の地域住民との意見交換会のイメージとなります。

①のとおり、意見交換会の範囲については、事業計画地周辺で生活する地域住民、地権者、利用者等の利害関係者を原則とし、その他、市町村に相談の上、対象に加えるべき関係者を範囲に加えることを考えております。

②の回数については状況に応じて必要な回数、③の説明事項は御覧のとおりと想定しております。

19ページは、環境影響評価手続後の住民説明会の概要となります。これらについては、また詳細な検討をしていきたいと思っております。

20ページ、ウとして、市町村による意見のとりまとめ・回答についてです。

環境影響評価手続前後の両方のプロセスにおいて、市町村としての意見を県に回答することになります。

そして、エは県による事業計画の確認方法・判断基準です。

先ほど御説明したとおり、確認方法としては、事業の認定という方法を考えています。

最後の判断基準としては、御覧のとおり、環境影響の観点、それから合意形成プロセスの観点などから、総合的に判断することを想定しています。

次に検討事項4、対象事業について説明したいと思います。23ページを御覧ください。

(1)として対象とする再エネ種別は、風力発電と太陽光発電です。

(2)として対象とする事業は、陸域で実施する事業とすることを考えています。

考え方としては、再エネ事業に係る環境紛争の殆どが、現状、風力発電と太陽光発電に関するものであり、また、そもそも本県に導入されている再生可能エネルギーの殆どが風力発電と太陽光発電だということです。

ただし、考え方の3点目にあるとおり、今後の動向により必要が生じれば、対象の拡大も含めて見直しを考えていきたいと思っております。

24ページを御覧ください。規模要件についてです。

合意形成プロセスについては、一定規模以上の開発を伴う規模を対象とします。

対象規模検討にあたり、まず、下の表を御覧ください。

本条例は、環境影響評価手続制度と合わせて運用していくことを想定していますが、環境影響評価手続の規模要件は、法の規模が左側、県条例の規模が右側のとおりです。風力発電については7,500kW以上、太陽光発電については面積50ha以上となっています。

この条例の対象事業については、事前に委員の皆様や市町村からの意見としても、環境影響評価手続の規模要件と同じでは大きすぎるのではないかというような御意見がありましたので、今回お示しする案としては、電気事業法の工事計画の届出が必要な規模に合わせ、上の表のとおり、風力発電500kW以上、太陽光発電2,000kW以上とすることを考えました。

次に検討事項5に入ります。実効性の担保についてです。

27ページです。

アとして、不認定事業者の公表。認定・不認定については、県のホームページで公表をします。

イとして、不認定の場合は、関連法の許認可権者にその旨を通知します。

ウとして、条例の手続きを行わなかった場合などは、事業者に対して勧告や命令等を発出します。

エとして、罰則の設定。詳細は今後検討しますが、実効性を担保するため罰則を設定するものと考えています。

最後に検討事項の6、その他となりますが、29ページを御覧ください。

29ページは、計画が既に進んでいる事業についての合意形成プロセスの取り扱いについてです。

まず、環境影響評価手続対象事業の場合について、ここで記載しています。

最初のアについては、条例施行時点において環境影響評価手続中のものの取り扱いです。この場合は、既に環境影響評価手続が開始されていますので、環境影響評価手続前の合意形成プロセスについては、遡って適用することはありません。

一方、環境影響評価手続後の合意形成プロセスについては、適用することとします。

次にイですが、イは既に環境影響評価手続が全て終了している場合です。この場合は、既に事業計画が確定し、必要な許認可手続に進んでいる段階となりますので、条例による合意形成プロセスは適用しないこととします。

30ページは、環境影響評価手続対象外の事業の場合です。

この場合は、電気事業法に基づく工事計画の届出のタイミングにより判断することとし、既に届出済の場合は適用しないと考えています。

最後、31ページは、共生条例を運用していくにあたっての各主体の役割をまとめとして記載しております。

県の役割として、この条例によるゾーニング、事業計画の認定に加えて、3点目の合意形成手続に係る市町村支援、4点目の温対法に基づく促進区域設定等に係る市町村支援など、このようなことも必要であると考えています。

また、市町村の役割としては、地域の視点から個別事業計画に対して市町村としての意見

をしていただくこと。また、2点目のとおり、温対法に基づく制度などを活用した地域への再エネ導入の促進など。

事業者の役割としては、環境との共生に配慮した事業計画の構築。地域に対する事業情報の開示などです。

県民の役割としては、再エネ事業の必要性についての理解促進、協議会や説明会への参加ということ掲げています。

以上、骨子素案について、現段階での検討案ということで説明いたしましたので、御検討をお願いしたいと思います。

(本田議長)

ありがとうございました。

非常に短期間で突っ込んだ御検討をされていると思います。

順番としては、この資料1についての御意見は、一旦、議事の2まで進めた上で頂戴したいと思っております。

それでは、議事の2の有識者意見について、青森県立郷土館協議会の委員を務めておられます、工藤清泰委員よりあらかじめ共生制度の検討に際して、歴史・文化の観点から御意見を頂戴しております。本日、工藤委員は出席されておりませんが、事務局の方で代わりに説明することの御了解をいただいているそうですので、事務局からお願いいたします。

(事務局)

事務局の奈良と申します。

工藤委員から御了解をいただいておりますので、私の方から、主要部分を抜粋して御説明いたします。

工藤委員の詳しいプロフィールにつきましては、資料2の最後に付しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

1ページの「はじめに」の最後の段落を御覧ください。

この意見書は、考古学を専門とする工藤氏の私見、自説であることを前提に本会議での検討に資する目的で作成・提出されたものです。

次の歴史と文化の考え方では、現代人の歴史志向の形成過程や郷土という言葉や概念がここ100年程度の間で作られたものであることなどについて紹介されています。

次の歴史と文化の価値では、学問上、歴史と文化の価値に高低や軽重はないが、制度的には、文化財保護法や区市町村の条例による指定登録により定められていること。

そして、3ページの一番下の段落の3行目で、史跡に指定された場合は、開発行為から免れ、整備され、地域住民の共有の財産となるが、それは指定の範囲内だけである点について問題提起されています。

4ページでは、下から5行目のところで、地域住民の歴史遺産に対する価値観は、その対

象、住民意識、行政的対応、社会変化などによって意見が分かれる結果となるが、景観を含めた遺産の価値を社会資本として認識する必要があるとの意見が示されています。

次に5ページの開発と保全（保護）では、開発行為を上回る歴史的価値が認められた例として、県営野球場建設を中断して保護した三内丸山遺跡などを紹介しながら、歴史文化遺産の価値について述べられています。

7ページを御覧ください。

ここでは、まとめとして、再エネとの共生について、工藤委員の意見が記載されています。

(1)「次世代に承継すべき歴史・文化」では、文化財保護法などの法令が「指定主義」を基本としていることに鑑み、現代人の判断としては、指定の有無が価値の差異となるとの考えが示されています。

(2)「歴史・文化的景観は保全対象となるか」では、1段落目の最後で、数世紀にわたって継続された検証可能な景観こそ、歴史・文化的景観であり、保全の対象となるとの考えが示されています。

(3)「地域において歴史・文化の対象物をいかに把握・定義できるか」では、指定された史跡のほか、指定はされなくても、毎年、地域で行われる虫送りの行事や路傍の地藏様、湧水・清水、記念碑など地域に密着した文化遺産があることに触れつつ、最後の方では、こうした価値は個人・共同体・行政による違いが出るため、相対的にならざるをえないとの考えが示されています。

(4)「保全すべき対象等は時代・社会によって変化するか」では、7ページ下段で再エネ開発から保全・保護しようとする歴史・文化遺産の価値も将来的に変化するが、現段階の指定は極めて重要な価値判断となる、との考えが示されています。

(5)「開発によって毀損・消滅の恐れがある場合の調整」では、原因者の負担によるものが当然との考えが示されています。

(6)「共生制度のたたき台」、こちらは第2回会議で県から提示した案に関して、6行目の「たとえば」以降で、史跡に関しては、緩衝地帯を設定して保全することが良好な景観保全に資するとの考えが示されています。

また、下段の方では、地域振興の対象である岩木山・八甲田等の周辺域も「保護区域」か「保全区域」が望ましいとあるほか、「保全区域」から「行政区域」への変更などの場合は、地域を二分する意見対立が生じる可能性があるため、決定にあたっては、「住民投票」の結果を尊重するなどの手法も考慮する必要がある、との考え方が示されております。

説明は以上になります。

(本田議長)

ありがとうございました。

本日御欠席の錦澤先生の方から、事前にコメントいただいておりますので、それも併せて御説明をお願いします。

(事務局)

錦澤委員からの御意見は資料として配付しておりません。メモとして頂戴していますので、口頭で御紹介したいと思います。

まず、検討事項1、条例の基本的な考え方に対する御意見です。

考え方としては、保全すべきエリアはしっかり守ることに加えて、地域との合意形成やコミュニケーションを重視する仕組みが明確に示された内容となっており、その方向性に賛同します、とのことでした。

一方で、事業者にとっては、事業がやりにくくなる点についても目を向ける必要があると感じる、とのことでした。

再エネ事業を排除することにならない仕組みにすることは言うまでもないが、適正に事業を進めたいとする事業者の足を過度に引っ張らないような仕組みとするよう、留意したいところである、という御意見です。

それから、検討事項2、ゾーニングに関する御意見ですが、ゾーニングは保全と開発のバランスが重要になる。各エリアをマップなどに落とし込み、面積ベースの割合を確認しておくことも必要ではないか、とのことでした。

また、どのエリアでどれぐらいの導入ポテンシャルが見込めるのかということも確認しておいた方がよいという御意見がありました。

また、合意形成プロセスについての意見として、環境影響評価手続の前後に関係者との意見交換の機会を設けることは、コミュニケーションの充実化を図る上で良い仕組みだと思う、とのことでした。

一案として、意見交換にあたり、チェックリストのようなものを事業者に提出してもらうことも考えられる、とのことでした。これによって、事業者にどのような観点を考慮してもらうか、事前に検討してもらうことにも繋がる、という御意見がございました。

最後に検討事項5、実効性の担保についての御意見としては、罰則を設ける場合には、慎重に認定の基準を設定する必要がある、との御意見をいただいております。

以上、錦澤委員からの御意見を御紹介いたしました。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、今御説明いただいた内容に関して、先生方の御意見を頂戴したいと思います。

なお、取り扱う項目がかなり広範囲でありますので、資料に沿って検討事項1から順に意見を頂戴していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、資料1につきまして、御意見をいただければと思います。

皆様に御意見を考えていただいている間に、私からいくつか申し上げます。資料1を見させていただいて、非常に画期的な仕組みを作られたなと個人的に思います。今まで、自治体

の方がここまで踏み込んで御検討されたことは、まずないのではないかという気がします。是非この仕組みを活かせるような運営が必要だと思っております。

もう1点、この制度案は建設までの部分が範疇になっていますが、運転後、例えば、洋上ですと天気なども含めた幅広い視野が必要になってくると思います。まずこの仕組みで建設までの部分はカバーできると思うのですが、その後のフォローも少し必要なのかなという気がいたします。

太田委員、お願いします。

(太田委員)

市町村、事業者等の主体ごとに行うべき内容が分かりやすくて凄く良いと思いました。

具体的には合意形成プロセスの詳細フローについて、15ページから17ページに記載がありますが、県、市町村・住民、事業者という3つの主体ごとに、それぞれがどの段階でどのような関わり方をするかという点が非常に分かりやすく示されています。市町村としても、自分たちが何をすべきかがすごく分かりやすくなっているように思います。

(本田議長)

浜部委員、お願いします。

(浜部委員)

正直なところ、この制度がもっと早くあったら、自分たちにとっても良かったかなということを感じます。

やはり事業者は早く工事を進めたい、という気持ちがあるので、どうしてもできるだけ住民にも説明会には集まらないでほしいという動きを感じたこともありましたので、このような制度により住民との意見交換や説明が担保されれば、大変嬉しく感じております。

(本田議長)

色々な事業者がいますので、必ずしも全ての事業者がそうではないかと思えます。

山岸先生、いかがですか。

(山岸委員)

これに関しては、特にはないです。皆さんおっしゃっているように、構想としては画期的なものに近いのかなというふうに思います。

後の検討事項に関して意見したいと思えますので、よろしく願いいたします。

(本田議長)

ありがとうございます。

おそらく最初はこの制度で手続が増えたので面倒くさいなと思う事業者もいるかと思うのですが、スキームをきちんと守れば、結果的には早くできるということを説明すれば分かっていただけだと思います。それを分かっていただけない事業者は、ごめんなさいという感じだと思います。そこの説明をきちんとされたら大丈夫だと思います。

それでは、次の検討事項に進みます。基本的な総論とスキームのところのお話をさせていただきました。合意形成プロセス、対象事業、対象事業の検討事項まで進んで大丈夫でしょうか。

(事務局)

ゾーニングについて、山岸委員から御意見があるようです。

(本田議長)

山岸委員、お願いいたします。

(山岸委員)

ゾーニングに関する意見です。

前提の話となりますが、ゾーニングによって設置基準を明確化することは、青森県にとって非常に有効な取組だと私も思います。その一方で、初回の会議から話していますように、生物多様性保全という立場からすると、本当はもっともっと議論すべきだと思います。

現在、予定がされていますゾーニング案について、生物多様性の観点から意見させていただきたいと思います。

まず、保護地域の主な例が複数挙げられているかと思いますが、実際に青森県の地図にその区域を落とし込むと、非常に限られた地域であることがわかります。面積ベースで多い少ないというのは、本質的でないことは分かっていますが、それにしてもです。質としてはどうかという点で見えていきますと、例えば、海沿いの町ですと、岩場や崖など、そのような特殊な位置が非常に多く含まれていることがわかります。

また、自然公園の第1種特別区域でも、かつてはその指定に相当する価値があっても、現在はその価値が大きく減少してしまった地域も含まれています。つまり、生物多様性の観点から、理論的にも実質的にも十分だとは言えないと考えます。

私が提案したいのは、保全地域の例に挙げられている、自然公園の第2種、第3種特別地域と、そのような地域であっても植生自然度の高い地域を、是非、保護地域の検討に入れていただきたいと思います。ただ、残念ながら、仮にこれらの地域を保護地域に入れたとしても、面積的に大して変わるわけではありません。

保全地域については、勿論、ハードルも設けているのですが、実際に事業が実施不可能ではない地域です。私は環境影響評価の委員もさせていただいていますが、事業者が計画している案件を見ますと、保安林が含まれているケースが非常に多いです。

つまり、事業者からすると、保安林は少なくとも現時点では開発の余地があると判断されていることに他ならないわけです。

この同じランクのところ国立公園、特定公園の特別地域を含んで本当にいいのかなと私は思っています。是非、の点を議論していただきたいと思います。

なぜこのような組み合わせになったかという点は、現行法や制度的な問題があつてそうされたと同いいましたが、そういったハードルがもしあるのであれば、それを乗り越えるための議論が必要ですし、それを乗り越えてこそ、今回の条例なのではないかと考えます。

もう1点だけお話したいと思います。

青森県内の再生可能エネルギー事業を見てみると、実際は風力発電が非常に多いわけです。風力発電は、生物多様性に対して様々な懸念がある中で、特に鳥類、鳥やコウモリのような飛翔性のものに対して、インパクトが非常に大きいわけです。

ところが、ゾーニングの主な例を見ますと、ラムサール条約や鳥獣保護区、IBAと言われる重要野鳥生息地が全く加味されていないように感じます。これは、なぜなのでしょう。

今回、私自身あまりにも検討する時間が少なかったので調べきれていないのですが、他の項目の中に既に含まれているから、個別に表記されていないということなのでしょう。もし、そうではなくて抜けているのであれば、是非、これは検討に入れた方がいいと考えます。

今、現在ある法令等によりゾーニングを決めるにしても、まだ議論の余地が沢山あると考えます。議論を見ていると、非常に早急に行われているという感覚が否めません。これは、早急に成立する必要があるのかもしれませんが、そこに重要性があるのかもしれませんが、もし条例が成立したとしても、その後にゾーニングを含めて、妥当性の検証や議論を必ず行ってほしいと思います。是非明文化して、そのようにしていかなければいけないと思います。

条例ができて終わりではなく、よりよいものに育てる条例という話がありましたとおり、まさにその議論にゾーニングも含めていただきたいというのが、私の意見です。

長くなりましたが、私からは以上です。

(本田議長)

ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

(宮下知事)

私から補足をさせていただきます。

山岸委員、ありがとうございました。

ゾーニングの基本的な考え方ですが、今回、案で示した主な例というのは、あくまでも最低限、保護地域になるであろうエリアを示させていただいています。

今、お伺いした御意見も踏まえて、保護地域について、今後しっかりと再定義していくことが必要だと考えています。

何故、今回、この案を出させていただいたかというところ、現行法令上厳しく制限されているところは、まずは保護地域となるだろうという観点ですので、今、山岸委員からいただいた御意見も踏まえて、検討を深めさせていただきたいと考えています。折に触れてアドバイスをいただければと思います。

よろしく願いいたします。

(本田議長)

ありがとうございます。

山岸委員、よろしいでしょうか。

(山岸委員)

はい、どうもありがとうございました。

(本田議長)

今後、継続してお話は続くということですのでよろしいですね。

ゾーニングに関しては他にいかがでしょうか。

大久保委員、お願いします。

(大久保委員)

ありがとうございます。

全体スキームは、最初に複数の委員からお話がありましたように、大変分かりやすくなったと思います。

先ほど、議長からもお話がありましたように、手続が増えると負担が増えると捉えるのかという、むしろ早い時期に情報共有や情報交換をすることによって、事業者としても、「そういうものがあるのであれば、この地域は避けたのに」という場合もありますので、やはり手戻りが少なくなるという意味で、事業者としても、住民としてもプラスになるものがあります。あとから紛争になったコストの方がよほど大きいと言えるのではないかと思います。

次にゾーニングですが、私は、山岸委員の御意見と先ほどの歴史・文化の観点の工藤先生の出された資料で大変気になるところがございます。現在、法の網がかかっているものの中で、今回の資料に書かれているものが主なものであり、もう少し精査するというお話でしたので、この精査がどのように流れるのかという点が1点目です。

2点目は、現在、そうした法の網がかかっていないものでも、例えば、今回のように歴史・文化の点から考えると、ある眺望点から眺望を見た時に何が阻害要因になるのか等が、法律あるいは県内の条例でカバーされているか、そのような守るべきと思われる要素をカバーできている仕組みが既にあるのかどうかということです。

生物多様性については、今、山岸委員からお話があったことと共に、最近では、気候変動

と並んで生物多様性の方が同じぐらい、あるいはより深刻かもしれないのと同時に、気候変動のビジネスチャンスが地域にとって40兆円ぐらいになるのではないかとされており、生物多様性もそれぐらい地域のビジネスになり得るといってお話が出ております。実際には、調査をしてみると放棄地となっていた水田とか牧野とか、そういう場所に様々な生物がいることが分かってきたと言われております。分からないものが分からないままでは当然規制はかけられません。保全地域の中でも共生区域になるものがありますが、これは法定の促進区域になっているものだけではなく、知事が認めた場合もそこに入ることになっていきますよね。

最低限はしっかりしているものを保護地域や保全地域にすることから始めるのはいいと思うのですが、調整区域の中から地域の色々な要素の積み重ねの中で、ここはやはり保全すべきではないかというところが出てきた場合には、保全地域や保護地域に準じた地域に格上げするような仕組みがあると、まさに育てる条例になるのではないかと考えます。

そうした意味で保全地域から共生区域になる地域があるのであれば、その逆のパターンも作っておいた方がいいのではないのかということです。

もう1点、錦澤委員や山岸委員が御指摘されたことで、実際に地図に落とし込んで考えてみることは凄く重要なことです。現在のゾーニング案を実際にかけた場合に、どこにどのような規制がかかり、残されたものの中で従来の紛争事例に似たような紛争が起こりそうな地域があるのか。眺望点を含めて保全すべきもので落ちている部分が出てくるのかどうかを確認するべきかと思えます。

私が自治体でゾーニング系の条例をやる時には、実際に地図に落としてみたら全体の何パーセントがカバーできるか見てみましょうということをやります。紛争の防止と残したいものを残すために作った制度なのに、結果的にそうならなかったとか、逆に重すぎる制度になったということだと困るので、実際に地図に落とし込んで考えるのがよいのではないかと思います。

以上です。

(本田議長)

事務局からコメントがありましたらお願いいたします。

(事務局)

まず、ゾーニングにおける眺望点等の部分です。なかなか一律のゾーニングができない要素というのが、特に景観、歴史・文化の分野では沢山あるかと思いますので、このゾーニングは現行法で何らかの区域設定が可能なものをまずは設定するという考え方です。

それ以外の、ゾーニングができないものについては、例えば、県内にこのような重要な眺望点があるという内容をガイドラインでできるだけ示すような形でゾーニングを補完していくという考え方です。

また、調整地域から保全地域への移行の話も、最初に決まるゾーニングがずっとそのままでもいいということではないと思いますので、状況変化に合わせて随時見直していくということになるかと思います。

また、最後のお話にあった紛争が起こっているエリアの関連の話ですが、昨年問題になった地域では、今のゾーニングでいうと保全地域での景観が紛争のきっかけになっているのではないかと思います。

従って、今回のゾーニングで保全地域とし、それに加えて合意形成プロセスを課すことにより、事前に紛争の芽を摘み、地域の合意のもと計画を進めることが可能になると考えております。

(宮下知事)

補足事項として、ゾーニングマップの作成を考えています。

その中でゾーニング区分の各地域がどのように広がっているかという点は、事業のフィジビリティにも関わってきますし、既存事業との関係の整理もできますので、是非チャレンジしたいと考えています。

実は作成してみましたが、本日、資料として出すか迷った理由は、山岸委員がおっしゃったように、まだ最低限のところでは保護地域の範囲の確定ができておらず、ゾーニングマップに落とし込むと狭いエリアになりました。メディアが来ているオープンな会議ですので、そのマップが新聞やテレビいきなり出て、決まったことのように報じられるとよくないと考え、今回は見送りました。

ゾーニングについて集中して議論させていただき、事前に委員の皆様に見ていただくことも踏まえて、次の会議までにはゾーニングマップを作りたいと考えています。

範囲の設定を法律によるものかそれ以外のものにするかという点もとても重要な要素だと考えています。条例が施行されてから範囲が広がったり狭まったりすることも、当然、制度として想定しておかなければいけないことだと考えますので、その点を宿題として、次回までに検討させていただければと思います。

以上です。

(本田議長)

ありがとうございました。

今後市町村とのやり取りもあるでしょうし、全てがこの段階で決められるものでもないと思いますので、柔軟に対応していただければと思います。

佐々木委員、お願いします。

(佐々木委員)

ゾーニングにより県内を保護地域、保全地域及び調整地域の3区分に見える化すると、事

業者が調整地域で事業を行おうとするかという、必ずしもそうではないと伺ったように思います。つまり、保護地域での事業は無理だとして、保全地域であっても調整地域であっても、やはりポテンシャルが良い場所に立地しようとするのではないのでしょうか。

あらかじめ共生区域をしっかりとマッピングすれば、共生区域から外れる場所でわざわざ事業化をするよりは共生区域でする方がやりやすいという考えで、共生区域の方に動いてくると思います。

よって、市町村と協力して、あらかじめ共生区域のマッピングを明らかにすると一番いいのではないかと思います。事前にお伺いしたところだと、事業者がここで事業を興したいという時に、事業者ベースで物事が動いて、県や市町村にしてみたら、先手を取られているような形になるのではないのでしょうか。それがいけないということではないのですが、それよりはむしろ県や市町村として「できるだけ再生エネルギーをどんどん導入したい」と思っていて、地域との共生を考えると、こういう場所に再生可能エネルギー施設を作ってほしい」という場所をマッピングで明らかにする。そのためには、保護地域、保全地域及び調整地域の3区分に分けるよりは、もう1つ多く、共生区域のところまであらかじめ明らかにして、そちらへ仕向ける方がいいのではないかと思います。意見は以上です。

(本田議長)

第一回有識者会議の際にお話したのですが、ヨーロッパの場合には、自治体なり国が陸上風力を含めて事業者の公募をかけます。それに対して、事業者側が応募して決めるというスキームです。それを今、日本でできるかという、厳しい気がします。

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

共生区域を増やしていく点については、県としてもそのようにしたいと思っています。

温対法に基づく促進区域は、現状、青森県内にはございませんが、佐々木委員のお話にあった、事業者提案型の場合と、自治体が最初から設定をして、その場所で事業を促進していく場合の両方があると思います。

今後、県内における再生エネルギー促進の課題としては、いかに促進区域の設定や認定事業を広げていくかということもあるかと思っています。そのあたりは、市町村と連携しながら、施策として進めていく必要があると考えています。

(宮下知事)

今、佐々木委員がおっしゃったことは非常に重要なことだと考えています。県として、再生可能エネルギーの推進に協力する立場にあるという点で言えば、事業の可能性がどこにあるのかということが、スタート時点から予見可能な形であった方が良いと考えています。

ただ、どこにポテンシャルがあるのかということが、今、私たちがゾーニングする時点で

分かるものなののでしょうか。ポテンシャルがある場所が、沢山あるのであればあらかじめ共生区域の設定をした方が良いということになるかもしれません。その点に関して本田先生にお伺いします。

(本田議長)

かなり高度な専門知識が必要となってしまいます。風況に関しては国でマップを出しています。

(事務局)

風況が良い場所は基本的に標高が高いところですので、保安林のような場所に多いです。

(宮下知事)

佐々木委員がおっしゃったのは、それでも地域としてやるべきところがあれば、それは先に共生区域に設定した方がいいのではないかという意味ですよね。

御意見として承りました。

(事務局)

事業が全くない状態から、この場所が適していますとお示しできればいいのですが、現状は事業者がどんどん先行して建てているという点は間違いないです。

(本田議長)

浜部委員、お願いします。

(浜部委員)

マップに落とす場合には当然、線を引くわけですね。例えば、保護地域の線を引いた場合に、事業者は保護地域である国立公園の区域を外したらいいということになります。しかし、実際に景観を考えると、ただ保護地域を外せばいいというわけではないため、保全地域の中であっても、事業者や関係者が話し合いながら共生区域にするのか、しないのかの判断をしていくということなのですよ。

(本田議長)

そうです。

(浜部委員)

そうであれば、線で全てが決まるわけではないのでいいかと思います。

ただ、例えば八甲田山の上から見た時に、どこまでが景観として保護すべきものなのか

という距離感はなかなか判断しにくいかと思います。

例えば、とある事業計画の中では、事業者と話し合いをして、まず初めに国立公園を計画地から外してもらったのですが、それでもまだ景観上大きく見えるのでもう少し何とかならないかと言って、少しずつ計画地が狭まっていきました。どこまでを良しとするのかは難しいです。設定できるかは分かりませんが、何か基準があればいいと思います。

(本田議長)

現実的にはかなり難しいです。例えば、この道よりこっち側は良い、こっち側は悪いという話になりかねません。現実的な話とは少し違います。

知事がおっしゃったようにゾーニングマップを作成してみて、どこにその境界があるのを見ながら緩衝エリアのような形で運用していくのが現実的かと思われまます。

太田委員、お願いします。

(太田委員)

浜部委員のお話にあったように、ラインからどの程度であれば良いかという点が、すごく難しいと思います。隣り合う市町村間でも、状況や歴史、文化などで基準が大分違ってくると思います。

今後、ゾーニングマップに落とし込む段階の中で、県としての基準に対して各市町村の捉え方について意見交換や確認をする場面を設けていただくべきかと考えます。

(宮下知事)

ゾーニングも含めた制度全体について、市町村長の皆さんの御意見をお伺いする機会は勿論設けます。

また、事務方では担当者向けの説明会も行いますので、その中で御意見を頂戴したいと考えています。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、次のテーマである合意形成プロセスに進もうと思います。

佐々木委員、お願いします。

(佐々木委員)

合意形成プロセスについては2つお伺いしたことがあります。

1点目は、環境影響評価手続前は、意見交換会を複数回開催し、環境影響評価手続後には説明会を基本的に1回開催するということですが、この意見交換会と説明会にそれぞれ参加する人たちの範囲が、違うような御説明だったかと思えます。環境影響評価手続前の意見

交換会で出された意見をどれだけ踏まえているかを説明会で判断するという点ですので、意見交換会と説明会に参加する人の範囲は同じ方が分かりやすいかと思いましたが、その点をお伺いしたいと思います。

もう1点は、意見交換会や説明会、また知事の最終的な認定・不認定の判断においても、地元貢献というポイントが入っています。これは具体的にどのようなものなのかという点が分かりにくいので、こちらを御説明していただきたいという点です。

以上です。

(事務局)

まず、意見交換会の範囲については、資料の18、19ページに記載しています。

まず、環境影響評価手続前は、まだ事業計画がほぼ固まっていない段階です。範囲については、今後御意見をいただきながら検討していきたいと思いますが、どのような規模で、どのような内容の事業になるかという点がかなり初期段階での意見交換会になりますので、計画地周辺で生活する地域住民や利害関係者を原則とし、その他、事業内容によって、市町村に相談しながら範囲を決めていくことを考えています。

御意見のとおり、環境影響評価手続後の説明会も同じ範囲でいいのではないかという考え方もできると思います。この点は、仕組みを検討する中で、どこまでの範囲が適切かということ併せて検討していきたいなと思います。

また、回数については、最初の環境影響評価手続前の意見交換会では、様々な意見を聴きながら事業計画の見直しをしてもらうという趣旨で複数回開催と考えています。

環境影響評価手続後の説明会は、環境影響評価手続の中でも各段階で住民説明会が実施されますので、それを踏まえて事業計画もある程度固まった段階での説明会ということで基本的に1回と想定しているところです。

(佐々木委員)

回数については賛成です。

(事務局)

地域貢献については、地域と共生する再生可能エネルギー事業という意味で、地域住民が納得する形で事業を進めていただきたいと考えています。事業を進めることが地域にとってもメリットに繋がればなお良いということで、地域理解を得る上では事業のメリット・デメリットを事業者が地域住民に説明していくことが必要です。こういった項目も意見交換のテーマとして挙げているところです。

具体的にどういった貢献かというのは様々あると思います。それは、事業者が可能な範囲の中で貢献を考えていただきたいと思います。

(佐々木委員)

後で新税の御提案もあるようですが、あまり不本意なものだと、事業者に対する不当な負担になるような気がします。そこはやはり内容を併せて検討される方がいいのではないかと思います。

(事務局)

御意見のとおりだと思います。

新税と深く関わってくる部分ですので、併せて考えていく必要があると考えています。

(本田議長)

大久保委員、お願いします。

(大久保委員)

ありがとうございます。

おそらく典型的な地元貢献としては、災害時の電源供給だとかがあると思います。ただ、事業地が山の方ですと、それはあまり役に立たないかもしれません。幾つか例示があると分かりやすいかなと思います。

気になる点として、意見交換会の範囲です。資料上、「地域住民及び利害関係者（地権者・利用者等）」と書いてありますが、地権者以外の住んでいる人は「等」に入るのだろうと思います。かなり重要な方々になってくると思うので、あまり狭く限定する必要はないのではないかと思います。

理由は、環境影響評価手続では環境保全の関係から誰でも意見を言えるわけですが、環境影響評価手続の1つの機能は、地元にある環境情報をもらうことです。

例えば、住んではいないけれどもその場所でずっとキノコの研究を続けている研究者がいればその方も大変重要でしょう。そのような情報を貰えることは重要なことです。重要なことは、例えば事業計画地から1キロ以内の人には、回覧などに掲載して必ず伝わるように、後になって知らなかったということのないように考えてくださいますとすることだと思います。加えて、可能な限り関係しそうな人には、広く声がけしてくださいとすることで、排除の論理にならないようにした方がいいと思います。後のところでも地域住民等の「等」は全部に入れた方がいいと思います。「等」を中心に、幅広く関心を持っている人を対象などとした方が、趣旨に合致するかと思います。

もう1点、ゾーニングに関して、格上げする仕組みにするかどうかは要検討ということでした。法律による区域だけで区切ってしまうのであればあまり要らないと思いますが、もし格上げする仕組みを入れる場合や認定の判断にあたって、地域の合意形成の状況と科学的知見を合わせて見るという観点からすると、第三者機関を間に入れることを検討されてはいかがでしょうか。担当部署や知事としても、知事だけで判断したというよりは、専門家の意

見のほか、地元自治体や地元住民の意見など、それらを合わせて総合考慮した方が、判断しやすいように思います。御検討いただければと思います。

(事務局)

御意見を踏まえて、今後、検討したいと思います。

(本田議長)

ありがとうございます。

それでは、次の議題に移って参ります。

対象事業について、何か御意見はありますか。

私から1点確認として、資料の24ページで風力発電所の「高さ60m程度」と記載されているのは、単基の話ですよね。今回、対象規模要件は単基で考えるのではなくて、トータルの設備容量で考えるものではないですか。

(事務局)

トータルの設備容量です。

(本田議長)

トータルの設備容量ですね。高さ60mという表記は、外した方がいいかもしれません。

(事務局)

分かりました。参考までに、どの程度の規模かというところに入れておりました。

(本田議長)

他にいかがでしょうか。

それでは、次の検討事項6、その他についていかがでしょうか。

先ほど罰則の話もありましたが、例えば海外の場合には、課税というパターンも勿論あると思いますが、税の免除により再生可能エネルギーを促進するというパターンもあるので、どのような選択肢を選ぶかはとても重要だと思います。

いかがでしょうか。

大久保委員、お願いします。

(大久保委員)

罰則として過料も含めて考えていくということですが、過料は手続違反に対するものだと思いますので、手続を無視してやった場合の話かと思います。

一方で、命令はどのような命令でしょうか。中止命令や措置命令、勝手に事業を実施した

場合の原状回復命令だとか、様々あり得ると思います。どのようなものを想定されているのでしょうか。

(事務局)

今、詳細について想定しているわけではありません。資料に書いてあるとおり、認定手続を行わなかった場合に認定手続を行うように等、どういった罰則が適切かという点は改めて検討していきたいと思います。

今、具体的に想定しているものはございません。

(大久保委員)

今後検討ということで承知しました。

(本田議長)

資料1については一通り先生方の御意見を頂戴したということになろうかと思います。

その他、資料2については大丈夫でしょうか。このような御意見もございますので、今後参考にさせていただければと思います。

次に、お手元の資料で資料3です。再生可能エネルギーに係る新税についてということで、事務局の方から御説明をお願いします。

(事務局)

税務課長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

まず、資料に入ります前に、新税については、県が昨年9月に発表しました再生可能エネルギーとの共生構想の中で自然環境との共生に向けたルールづくりの一環として位置付けられ、検討を進めているところでございます。

本日は、これから新税の制度構築を進めていくにあたって、まずはその方向性という大きなところにつきまして、委員の皆様にお示しするものです。

それでは、資料3を御覧ください。

まず、(1)趣旨でございます。

税を課すにあたっては、その趣旨や目的が非常に重要です。税には、財源を調達するという重要な役割がありますが、その他に一定の政策目的を達成するために税を用いるという手法もございます。

そこで、共生制度の円滑で着実な運営が図られるよう、新税を共生制度の実効性を担保する手法の一つと位置付けて、再生可能エネルギーによる発電を行う事業者に対し、課税してはどうかと考えているものです。

続いて、(2) 税収の用途でございます。

地方税法では、不動産取得税や道府県民税といった税法に定める法定税に加えて、一定の

要件のもとで、地方団体が独自に状況に応じて税を課するということを認めており、これは法定外税と呼ばれております。

今回、新税を創設することとなった場合は、この法定外税に当たるものでございます。

法定外税は、目的税であれば、その用途を特定するという必要があります。一方で普通税であれば、用途を特定せずに幅広く活用することができます。

いずれにしましても、税を負担する事業者の納得を得るという観点から、制度の目的との関係性が明確なものとして、税収の用途については、少なくとも現在御議論いただいている共生制度等の理解促進、環境保全、再エネ導入促進等に向けた諸施策に活用するということが考えられます。

続いて、(3) 新税の対象・区分です。

具体的には、新税の対象とする再生可能エネルギーの種別や規模であり、これも適切に設定する必要があります。

新税を共生制度の実効性を担保する手法の一つと位置付けた場合、新税の対象とする再生可能エネルギーの種別や規模、これらを共生制度と同様に設定すべきではないかと考えております。

特に事業規模に関しては、規模が大きくなるほど環境影響が大きいものと想定されますが、どの程度の事業規模で線引きをし、税の対象とするかについては、共生制度の議論を踏まえながら、適切に設定して参りたいと考えております。

続いて、(4) 負担水準です。

新税の負担水準は、非常に大きな論点であり、慎重に判断する必要があります。

本県は風況に恵まれ、更に、事業の実施に当たり、まとまった面積を確保しやすいことなどから、陸上風力発電の立地が進んでおります。

こうした本県の再生可能エネルギー事業における優位性に着目した上で、その普及を妨げないような負担水準とする必要があると考えております。

また、税による効果を十分に発揮するためには、ゾーニングの区域によって、税率に差を設けるといったことも論点の一つになるのではないかと考えております。

最後に(5) 既存事業の取扱いです。

新税の創設に当たっては、税制度の施行前に設置された、既存の再生可能エネルギー発電事業も課税の対象に含めるかについても検討をする必要があります。

税には、公平性が求められますので、基本的には、既存事業も対象とする方向で検討されるべきものと考えております。

ただし、その一方で、既存の再生可能エネルギー発電事業者には、事業の途中で創設される新税について、あらかじめ認識する、予見するという可能性がないことから、その取扱いに一定の配慮が必要になるものと考えております。

以上、新税の大まかな方向性について御説明をいたしました。

今後、委員の皆様からの御意見を踏まえながら、税制度について制度設計をして参りたい

と考えております。

また、本日も、それぞれのお立場からの御意見や今後の検討にあたって留意する事項がありましたら、お話いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、委員の先生方からの御意見を頂戴したいと思います、いかがでしょうか。

(大久保委員)

今回、初めて新税の話が出てきたので、殆ど内容を把握できていません。この有識者会議は共生制度を議論する場かと思っていました。今、委員の意見を聴いてとおっしゃったのは、新税についてもこの有識者会議で協議することになったということですね。

(本田議長)

大久保委員がおっしゃるように、新税については今日初めて出てくる話です。

もし、委員の皆様が問題なければ、次回以降は税の専門家の先生に、この有識者会議に加わっていただいた方がいいのではないかと考えます。その点はいかがでしょう。

私も税については素人ですし、この有識者会議の場でどうこうとは言いにくいです。

(事務局)

当初は、税の関係については、我々も制度設計をいたしまして、それを有識者会議で御説明してということを想定しておりましたが、これまでの議論を踏まえまして、税についても有識者会議の中で、共生条例と・・・

(宮下知事)

私から簡潔に説明しますと、まず新税を検討する時に、共生制度と全く関係なく議論することはできないだろうという結論になりました。今後の進め方としては、この会議の中で税の専門家の方々に御意見を伺いたいと考えています。それを踏まえて、共生制度と新税が一体的にしっかりと運用できるような形をとっていきたいと考えています。

新税のことは新税のことに切り離してしまうと、共生制度との関係が明らかでなくなったり、あるいは今まで私たちが積み重ねてきた議論が活かされないことにもなりかねないという考えから、そのように進めさせていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

(本田議長)

逆の立場も出てくると思いますが、共生制度に関する議論をなるべく新税にフィードバックする場とし、切り離さずに検討するということですね。

私も、次回以降、この有識者会議に税の専門家の先生に参加して御意見を伺うのがよいと考えます。

(大久保委員)

共生制度と新税の両方が一体的に運用されるよう検討しなければいけないというのは、おっしゃるとおりです。税は全くスキームが違いますし、再生可能エネルギーの促進策も色々な手段があり得ると思います。それらを全部やるという形では共生制度を検討してきていません。新税を導入する前提で共生制度のスキームを考えるということですかね。

(本田議長)

新税を導入する、しないも議論の結果ですよ。

(宮下知事)

それは結果になると考えています。

(本田議長)

導入することが前提ではなく、まず、この会議で議論していた共生制度を実行するために必要なか、必要じゃないのかというところから始めた方がいいかと思います。

(大久保委員)

分かりました。

(本田議長)

趣旨が違っていたらおっしゃってください。

(宮下知事)

大丈夫です。

大久保委員の問題意識というのは、どういうところにありますか。

(大久保委員)

これまで議論してきたことは、合意形成とゾーニングで両方の調和を図りましょうということでした。新税の話は全く伺っていないので、新税をどのような機能として使っていかということ自体、今日、初めて出てきた話です。

(宮下知事)

大変失礼しました。

何も伝えられていなかったという思いがあったということですね。

(大久保委員)

少なくともこの有識者会議の場では出てきていません。どのような機能を持つものとしてお考えなのかということなど、新税の方向性の御説明を聞いても基本的なところが分かりませんでした。

例えば、規模に関わらず全てに課税しようという制度なのかだとか、あるいは、共生制度では風力発電と太陽光発電が対象になっていますが、それ以外の再生可能エネルギー種も全て対象とするのかです。前提があまり理解できていないので、そのあたりが気になります。

それから、例えばコミュニティ参加型で運営する再生可能エネルギー発電施設については、むしろプラスの助成措置を設けていきたいと思いますという手法もあると思うのですが、そういった内容はどこか別のところで議論されるのでしょうか。こういった内容も後から入ってくるのでしょうか。どのような全体像で考えてらっしゃるのか伺いたいです。

(宮下知事)

例えばゾーニングマップの件や環境影響評価手続の前後の合意形成プロセスの対象範囲の件など、今回いただいた様々な御意見について、しっかりと次の会議までに整理させていただいて、皆様にその案を御提示させていただきます。それで少しずつ共生条例の案は詰まっていこうと考えています。

これまで、有識者会議は一回あたり2時間程度の所要時間で開催していますので、例えば、前半1時間は共生制度について議論させていただき、後半1時間は新税について共生制度に馴染むものなのか皆様から御意見をお伺いするという流れで考えております。そのように理解していただければと考えています。

(大久保委員)

趣旨について御説明いただき、ありがとうございました。

(本田議長)

新税の使い方は難しいと思います。使い方によっては促進もできるし逆に潰すこともできます。そこを県として考えたいということだと理解しています。

(宮下知事)

ゾーニングと合意形成手続、新税は一体のものとして運用するべきと考えています。本日御説明した新税の案の中では、ゾーニングの区分に応じて税率に差を設けることを検討す

る、現在事業を実施している事業者の関係をどのように整理するかなど、そういった点を少し検討させていただきます。

私共が新税の話をしているのは、規模の大きな再生可能エネルギー事業であるほど環境負荷がかかっていることをどう捉えるかということだと考えています。そのあたりは一体のものとして考えていきたいと思います。

事前にきちんと説明がなかった点についてはお詫び申し上げます。

(本田議長)

佐々木委員、お願いいたします。

(佐々木委員)

使途について、共生制度等の理解促進ということはわかります。環境保全、再エネ導入促進等に向けた諸施策という部分をもう少し具体化していただいて、どういう税収の使い道を考えておられるかということが分かると、少し意見を出させていただくことができるかと思っています。

(事務局)

次回に向けて検討させていただきます。

(本田議長)

それでは、次回から新税の専門家の方々に参加していただくことはできますか。

(事務局)

早急に検討させていただきます。

(本田議長)

よろしくお願いいたします。

そうしましたら本日の議題は一通り終了しました。

(事務局)

参考資料として、いくつかお示しをしております。個別の説明は省略いたしますが、今後の検討の参考に後ほど御覧いただければと思います。

(本田議長)

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

(司会)

本田議長、ありがとうございました。

最後に宮下知事から一言御挨拶申し上げます。

(宮下知事)

共生制度案の策定には時間をかけてきたつもりですが、本日も沢山前向きな御意見をいただけたと考えています。また、ゾーニングの設定についても、その範囲の確定の難しさや、確定後にどう変化させていくかということも含めて、非常に示唆に富んだ様々な御意見を伺いました。次回会議までには、それらの点をしっかり整理して、ゾーニングマップをまず一度作ってみるということから、議論を進めていきたいと考えております。

事前のお話が行き届かなかった部分についてはお詫び申し上げます。税条例は共生条例とは別の条例になると考えていますが、一体のものとして考える部分もあります。これまでの議論をしっかりと踏まえながら、整理できるように努めていきたいと考えておりますので、皆様、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

これで、本日の会議を終了いたします。

なお、第4回会議については、8月下旬から9月上旬の開催を予定しております。

詳細については、別途事務局から御連絡させていただきます。

本日はありがとうございました。

(宮下知事)

ありがとうございました。